

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例等の一部
を改正する条例の制定について

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例等の一部を改正する
条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 17 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴うため。

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例等の一部
を改正する条例（令和７年伊丹市条例第 号）

（伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正）

第１条 伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成１７年伊丹市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第６号中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

（伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第２条 伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年伊丹市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、
同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、
同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

（市税条例の一部改正）

第３条 市税条例（昭和２９年条例第３１６号）の一部を次のように改正する。

第３６条の２第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第６３条の２第１項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第１２２条第２項第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第１３４条第３項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

（都市計画税に関する条例の一部改正）

第４条 都市計画税に関する条例（昭和３２年条例第４１１号）の一部を次のように改正する。

附則第７項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改

める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。